

# 『高齢者向け住宅における 消防法改正の影響』

- 1 最近の火災事例と対応
- 2 法令改正について
- 3 消防局の取り組みについて

札幌市消防局 予防部 指導課  
指導係長 齋藤貴幸

# 法令改正について

# 社会福祉施設等の法令改正項目（関係部分）

## 1 用途区分の見直し（消防法施行令別表1の見直し）

- ・社会福祉施設等（6項ロ又はハ）の分類について、多様化する福祉サービス実態を踏まえて改正
- ・軽費老人ホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所、既定の施設と類するお泊りデイサービス及び複合型サービス事業所等のうち、避難が困難な要介護者を主として入居・宿泊させるものについては用途が変更

## 2 スプリンクラー設備の設置基準の見直し

- ・自力避難が困難な者が入所する社会福祉施設におけるスプリンクラー設置基準見直し（275㎡→原則0㎡）
- ・例外として、延焼抑制構造を持つ施設は設置不要。介助がなければ避難できない者が多数を占めない施設は275㎡を据え置く

## 3 自動火災報知設備の設置基準の見直し

- ・小規模なホテル・旅館、病院・診療所、社会福祉施設等（入居又は宿泊させるもの※）に対して、自動火災報知設備の設置を義務化する。
- ※自力避難困難な者が入所する社会福祉施設については、既に義務付けあり

## 4 消防機関へ通報する火災報知設備に関する見直し

- ・自力避難が困難な者が入所する社会福祉施設等における火災通報装置について、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して自動的に起動することを義務付ける。

## 用途区分の見直しについて

建物の用途については、消防法施行令別表第一により、1項から20項まで分類

項別	防火対象物の用途
(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	ロ 公会堂又は集会場
(2)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
	ロ 遊技場又はダンスホール
	ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(二並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの
	ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの
	ロ 飲食店
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
~~~~~	
(18)	延長五十メートル以上のアーケード
(19)	市町村長の指定する山林
(20)	総務省令で定める舟車

# 用途区分の見直しについて

## 消防法施行令別表第1 (5)項イ、(6)項イ、(6)項ハ(平成27年4月1日～)

(5)項	イ	旅館
		ホテル
		宿泊所
		その他これらに類するもの
(6)項	イ	寄宿舍
		下宿
		共同住宅
(6)項	イ	病院
		診療所
		助産所

(6)項ハ	(1)	老人デイサービスセンター
		軽費老人ホーム(※1)
		老人福祉センター
		老人介護支援センター
		有料老人ホーム(※1)
		老人デイサービス事業を行う施設(老人福祉法第5条の2第3項)
		小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(老人福祉法第5条の2第5項)(※1)
	その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの(※2)	
	(2)	更生施設
	(3)	助産施設
		保育所
		児童養護施設
		児童自立支援施設
		児童家庭支援センター
		一時預かり事業を行う施設(児童福祉法第6条の3第7項)
		家庭的保育事業を行う施設(児童福祉法第6条の3第9項)
	その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの(※3)	
	(4)	児童発達支援センター
		情緒障害児短期治療施設
		児童発達支援を行う施設(児童福祉法第6条の2第2項) 放課後等デイサービスを行う施設(児童福祉法第6条の2第4項)
(5)	身体障害者福祉センター	
	障害者支援施設(※1)	
	地域活動支援センター	
	福祉ホーム	
	生活介護を行う施設(障害者総合支援法第5条第7項)	
	短期入所を行う施設(障害者総合支援法第5条第8項)(※1)	
	自立訓練を行う施設(障害者総合支援法第5条第12項)	
	就労移行支援を行う施設(障害者総合支援法第5条第13項)	
就労継続支援を行う施設(障害者総合支援法第5条第14項)		
共同生活援助を行う施設(障害者総合支援法第5条第15項)(※1)		

※1 消防法施行令別表第1(6)項口に掲げる施設を除く。

※2 老人に対して、業として入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設((6)項イ及びロ(1)に掲げる施設を除く。)

※3 業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設又は幼児に保育を提供する施設((6)項口に掲げるものを除く。)

## 用途区分の見直しについて

### 消防法施行令別表第1 (6)項口(平成27年4月1日～)

(1)	老人短期入所施設
	養護老人ホーム
	特別養護老人ホーム
	軽費老人ホーム(※1)
	有料老人ホーム(※1)
	介護老人保健施設
	老人短期入所事業を行う施設(老人福祉法第5条の2第4項)
	小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(老人福祉法第5条の2第5項)(※2)
	認知症高齢者グループホーム(老人福祉法第5条の2第6項)
	その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの(※3)
(2)	救護施設
(3)	乳児院
(4)	障害児入所施設
(5)	障害者支援施設(※4)
	短期入所を行う施設(障害者総合支援法第5条第8項)(※4)
	共同生活援助を行う施設(障害者総合支援法第5条第15項)(※4)

※1 要介護状態区分3以上の者の割合が施設全体の定員の半数以上であるもの

※2 直近3ヶ月間の過半期間以上において、宿泊サービスを利用する要介護状態区分3以上の者の割合が、宿泊サービス利用者全体の半数以上のもの

※3 避難が困難な要介護者を入居又は宿泊させ、業として入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設((6)項イに掲げるものを除く。)

例としては、複合型サービス事業所や老人デイサービスセンター等で※2に該当するもの

※4 障害支援区分4以上の者の割合が概ね8割を超えるもの

### ○ 特定用途

不特定多数の人が出入りする

⇒ 飲食店、物販店、ホテル、病院、**社会福祉施設等**

(1)～(4)項、(5)項イ、**(6)項**又は(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項

### ○ 非特定用途

不特定多数の人の出入りがない

⇒ 学校、事務所、倉庫等 特定用途以外

### ※ 「複合用途防火対象物」

一つの建物に複数の用途がある防火対象物

・「特定用途」を含むもの ⇒ (16)項イ(特定用途)

・「特定用途」を含まないもの ⇒ (16)項ロ(非特定用途)

## 用途区分の見直しについて

### 用途別の主な消防用設備の規制について

種別	5項口	6項ハ(入居・宿泊あり)	6項ロ
防火管理者	収容人員50人以上で選任	収容人員30人以上で選任	収容人員10人以上で選任
消火器	延べ面積150㎡以上で設置	延べ面積150㎡以上で設置	全て設置
スプリンクラー設備	11階以上の階に設置	延べ面積6,000㎡以上で設置	<b>全て設置 (平成27年4月1日改正)</b>
自動火災報知設備	延べ面積500㎡以上で設置 (耐火・準耐火以外200㎡)	<b>全て設置 (平成27年4月1日改正)</b>	全て設置
消防機関へ通報する 火災報知設備	延べ面積1000㎡以上 (設置免除規定あり)	延べ面積500㎡以上で設置	<b>全て設置 (自動火災報知設備と連動)</b>

※用途により設備規制が大きく異なりますので、消防署へ相談してください。



## 用途区分の見直しについて

### 改正内容

- 1 従前は(6)項ハとされていた**軽費老人ホーム**や**小規模多機能型居宅介護を行う施設のうち、自力で避難することが困難な要介護者の入居又は宿泊が常態化している施設**は(6)項口とされた
- 2 福祉関係法令に位置づけられないもので、要介護者に入浴、排泄、食事の介護等を行うもの又は乳児若しくは幼児等に保育所に類似のサービスを提供するものなどは「**その他これらに類するもの**」として(6)項口又はハに位置づけられた
- 3 自力で**避難することが困難な要介護者又は障害者等**の定義が明確化された
- 4 (6)項口及びハが利用対象者の種別により(1)から(5)に分類整理された

## 用語の定義

### 1 「避難が困難な要介護者」

- ・ 消防法施行規則(以下「規則」という。)第5条第3項に規定する区分に該当する者(介護保険法第7条第1項に定める要介護状態区分(以下「**要介護状態区分**」という。)**が3以上の者**。)をいう。

### 2 「避難が困難な障害者等」

- ・ 規則第5条第5項に規定する区分に該当する者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)第4条第4項に定める**障害支援区分**(以下「障害支援区分」という。)**が4以上の者**。)をいう。

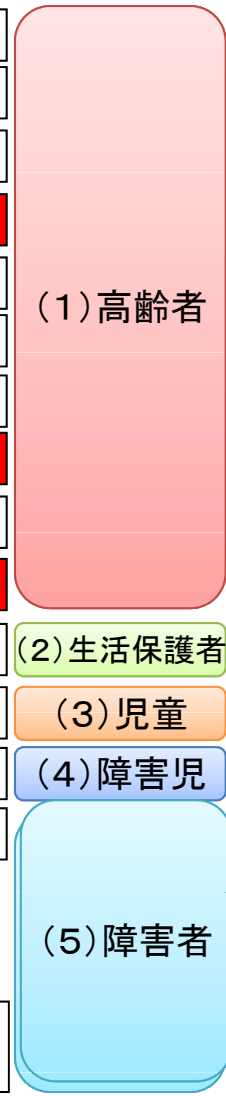
# 消防施行令等の一部改正の概要(6項目)

## 旧6項目

老人短期入所施設
養護老人ホーム
特別養護老人ホーム
有料老人ホーム ※1
介護老人保健施設
救護施設
乳児院
障害児入所施設
障害者支援施設 ※2
老人短期入所事業
認知症対応型老人共同生活援助事業
短期入所施設共同生活介護 ※2 (ハにおいて「短期入所等」)

## 改正6項目

老人短期入所施設
養護老人ホーム
特別養護老人ホーム
<b>軽費老人ホーム ※3</b>
有料老人ホーム ※3
介護老人保健施設
老人短期入所事業
<b>小規模多機能型居宅介護事業 ※3</b>
認知症対応型老人共同生活援助事業
<b>その他これらに類するもの(→総務省令)</b>
救護施設
乳児院
障害児入所施設
障害者支援施設 ※4
短期入所施設・共同生活援助 ※4 (ハにおいて「短期入所等」)



(1) 高齢者

(2) 生活保護者

(3) 児童

(4) 障害児

(5) 障害者

※1 主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。

※3 避難が困難な要介護者を主として入居(宿泊)させるものに限る。

※2 主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。

※4 避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。

# 消防施行令等の一部改正の概要(6項ハ)

## 旧6項ハ

老人デイサービスセンター
軽費老人ホーム
老人福祉センター・老人介護支援センター
有料老人ホーム ※1

更生施設
助産施設・保育所・児童養護施設
児童発達支援センター・情緒障害児短期治療施設

児童自立支援施設・児童家庭支援センター
---------------------

身体障害者福祉センター
-------------

障害者支援施設 ※2
------------

地域活動支援センター・福祉ホーム
------------------

老人デイサービス事業
------------

小規模多機能型居宅介護事業
---------------

児童発達支援・放課後等デイサービス
-------------------

生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助 ※2
-----------------------------------------------

## 改正6項ハ

老人デイサービスセンター
軽費老人ホーム ※3
老人福祉センター・老人介護支援センター
有料老人ホーム ※3
老人デイサービス事業
小規模多機能型居宅介護事業 ※3
その他これらに類するもの(→総務省令)

更生施設
------

助産施設・保育所・児童養護施設
-----------------

児童自立支援施設・児童家庭支援センター
---------------------

一時預かり事業を行う事業
--------------

家庭的保育事業を行う施設
--------------

その他これらに類するもの(→総務省令)
---------------------

児童発達支援センター・情緒障害児短期治療施設
------------------------

児童発達支援・放課後等デイサービス
-------------------

身体障害者福祉センター
-------------

障害者支援施設 ※4
------------

生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助 ※5
----------------------------------------

(1) 高齢者

(2) 生活保護者

(3) 児童

(4) 障害児

(5) 障害者

- ※1 主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。
- ※2 主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。
- ※3 口(1)に掲げるものを除く。 ※4 口(5)に掲げるものを除く。
- ※5 短期入所等施設を除く。

### 1 軽費老人ホーム及び有料老人ホーム

軽費老人ホーム及び有料老人ホームで(6)項口となるものは「避難が困難な要介護者を主として**入居**させるもの」と規定されているが、入居者の要介護状態区分が変更となることや入居者が入れ替わること等により、用途区分が変更となる可能性が考えられるため、当該施設の用途判定は次による。

- ① 次のいずれかに該当する場合は(6)項口とする。
  - (ア) 避難が困難な要介護者が入居することを想定した部分(介護居室等)の定員が一般居室を含め**施設全体の定員の半数以上**であるもの。
  - (イ) 避難が困難な要介護者の割合が**施設全体の定員の半数以上**となるもの。

- ② ①の「定員」は福祉部局への届出等に記載された定員数とする。

- ③ 使用開始前であって①による確認ができない場合は、関係者等に事業計画を確認し、避難が困難な要介護者を施設全体の定員の半数以上入居させる蓋然性が高いものにあっては内容を関係者等へ十分に説明し、理解を得た上で原則(6)項口として取り扱う。

## 2 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設

小規模多機能型居宅介護事業を行う施設で(6)項口となるものは「避難が困難な要介護者を主として**宿泊**させるもの」と規定されているが、その具体的な運用にあっては次による。

(1) 実態として**複数の避難が困難な要介護者**を随時若しくは継続的に宿泊させるサービスを提供するなど、避難が困難な要介護者への**宿泊サービスの提供が常態化**しているものは(6)項口とする。

なお、宿泊サービスの提供が常態化していることについては、3ヶ月程度以上の一定期間の過半期間において宿泊サービスを提供していることを目安に判断する。

(2) 使用開始前には、(1)による確認ができないため、関係者等に事業計画を確認し、避難が困難な要介護者を宿泊させるものには内容を関係者等へ十分に説明し、理解を得た上で原則(6)項口として取り扱う。

### 3 その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの

(6)項ロ(1)及びハ(1)に規定する「その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの」の用途判定については、前記の2つの例によるほか次による。

(1) 施設や事業の名称のみで用途を判定することなく、営業形態、サービスの内容、利用者の避難困難性及び受入れ体制等を十分に把握し、総合的に火災危険性を勘案した上で用途を判定する。

(2) 用途の判定が困難である場合は、必要に応じて福祉部局と協議し、適切に判断する。

(3) 当該規定に適合する施設として、いわゆるお泊りデイサービスや複合型サービス(介護保険法第8条第22号)を行う施設等が想定される。

#### 4 障害者福祉施設等に係る運用について

改正令別表第1により、障害者支援施設、障害者短期入所施設及び障害者共同生活援助施設で(6)項口となるものは、「**避難が困難な障害者等を主として入所させるもの**」と規定されているが、その具体的な運用にあっては次による。

- (1) 避難が困難な障害者等が**施設全体の入所者数の概ね8割**を超える場合は(6)項口とする。
- (2) 障害者短期入所施設及び障害者共同生活援助施設には障害支援区分の認定を受けていない者が入所している場合もあるため、当該者にあっては「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成26年厚生労働省令第5号)」を参考とするとともに、必要に応じて福祉部局と協議し、障害の程度を適切に判断する。
- (3) 障害者短期入所施設で入所者が短期間で入れ替わることにより用途が定まらない場合は、必要に応じて3ヶ月程度以上の一定期間の過半期間において(1)の状態が認められることを目安に判断する。
- (4) 使用開始前にあっては、(1)による確認ができないため、関係者等に事業計画を確認し、避難が困難な障害者等の割合が施設全体の入所者の8割を超える蓋然性が高いものにあっては、内容を関係者等へ十分に説明し、理解を得た上で原則(6)項口として取り扱う。



## 具体的な運用について(高齢者施設に係る運用)

### 有料老人ホームとは(老人福祉法第29条第1項)

- 老人を「入居」させ、
- 「入浴、排せつ若しくは食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」、「健康管理」(介護等)のいずれかのサービスを提供する「事業」を行う施設

### 消防法上の取扱い

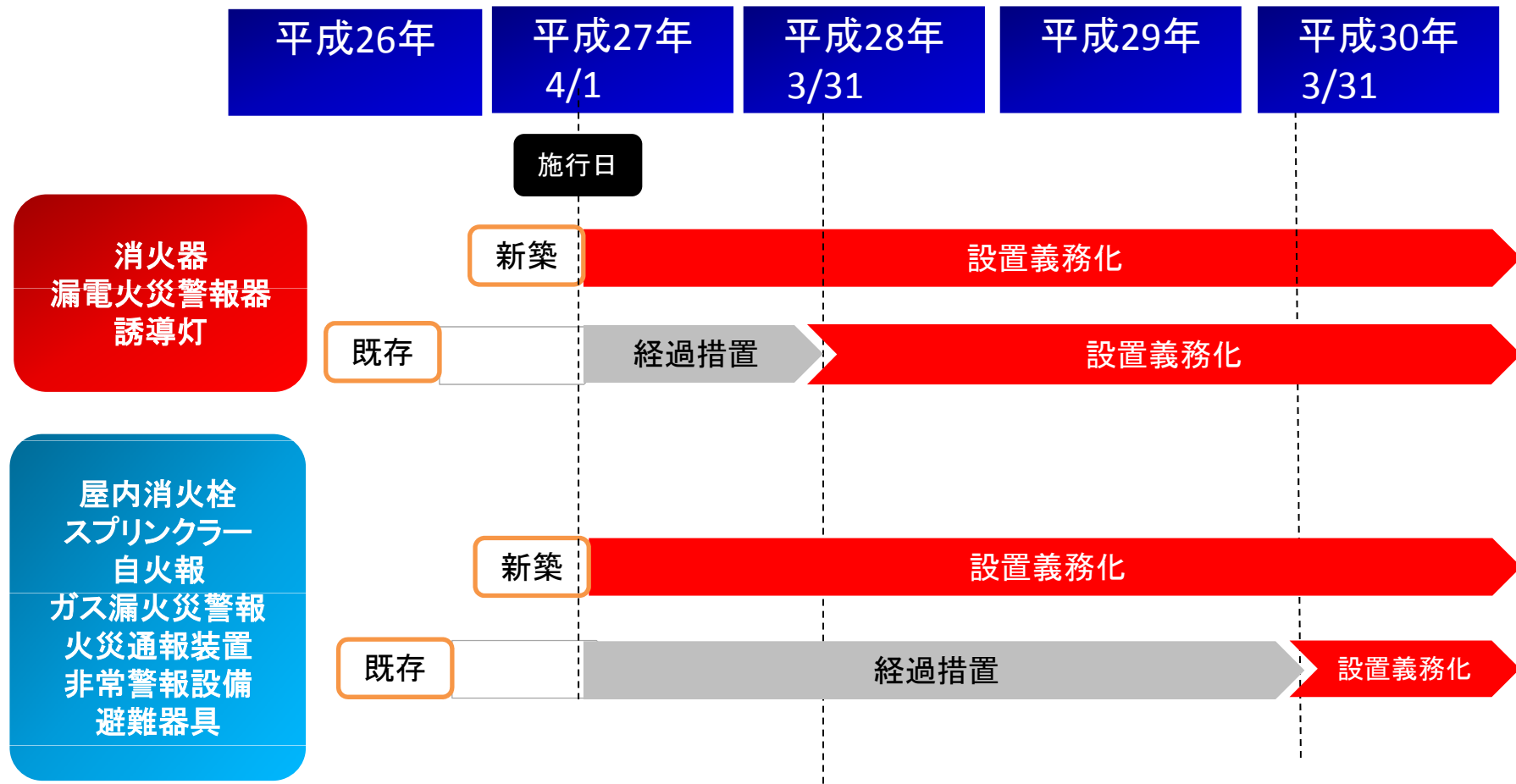
- サービス付き高齢者向け住宅その他高齢者を住まわせることを目的としたマンション等は、共用スペースにおける入浴や食事の提供等の福祉サービスの提供により、有料老人ホームに該当するものは、(6)項口又ハと取扱う。
- 具体的な判断の目安として、事業者による食事の提供の場となる食堂や、事業者による介護サービスの提供の場となる共同浴室を有することなど。
- 状況把握サービス及び生活相談サービスのみの提供を受けている場合や、個別の世帯ごとにより訪問介護等を受けている場合は(5)項口として取扱う。

# 改正令等のスケジュール

施行日：平成27年4月1日

経過措置：消火器、漏電火災警報器、誘導灯→平成28年3月31日まで

：屋内消火栓、スプリンクラー、自火報等→平成30年3月31日まで



## 2 スプリンクラー設備の設置基準の見直し

スプリンクラー設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分に、次に掲げるもの（火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するものを除く。）で延べ面積が275㎡未満のものを追加。（令第12条第1項関係）

(1) 令別表第1(6)項口(1)及び(3)に掲げる防火対象物

(2) 令別表第1(6)項口(2)、(4)及び(5)に掲げる防火対象物（介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるものに限る。）。

※3 避難が困難な要介護者を主として入居(宿泊)させるものに限る

※4 避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。

老人短期入所施設	(1) 高齢者
養護老人ホーム	
特別養護老人ホーム	
軽費老人ホーム ※3	
有料老人ホーム ※3	
介護老人保健施設	
老人短期入所事業	
小規模多機能型居宅介護事業 ※3	
認知症対応型老人共同生活援助事業	
その他これらに類するもの(→総務省令)	
救護施設	(2) 生活保護者
乳児院	(3) 児童
障害児入所施設	(4) 障害児
障害者支援施設 ※4	(5) 障害者
短期入所施設・共同生活援助 ※4 (ハにおいて「短期入所等」)	

施行日：平成27年4月1日

平成30年3月31日までの間は改正前基準でも可

## 介助がなければ避難できない者

### 「介助がなければ避難できない者」とは

⇒ 次のいずれかに該当する者



ア 乳児(満1歳に満たない者)、幼児(満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者)

イ 令別表第1(6)項ロ(2)、(4)及び(5)に掲げる施設に入所する者(同表(6)項ロ(5)に掲げる施設に入所する者にあつては、「避難が困難な障害者等」(障害支援区分が4以上の者)に限る。)のうち、**特定認定調査項目**(障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成26年厚生労働省令第5号)別表第1に掲げる項目のうち一定の調査項目をいう。)のいずれかに該当する者

## 介助がなければ避難できない者

：当該欄に該当する者は「介助がなければ避難できない者」となる

特定認定調査項目					
移乗	支援が不要	見守り等の支援が必要	部分的な支援が必要		全面的な支援が必要
移動	支援が不要	見守り等の支援が必要	部分的な支援が必要		全面的な支援が必要
危険の認識	支援が不要	部分的な支援が必要		全面的な支援が必要	
説明の理解	理解できる	理解できない		理解できているか判断できない	
多動・行動停止	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要
不安定な行動	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要

## 「主として入所させるもの」とは

令別表第一(6)項口(2)、(4)及び(5)<sup>※</sup>下表参照に掲げる防火対象物のうち、スプリンクラー設備の設置が必要となるものは、「**介助がなければ避難できない者を主として入所させるもの**」とされたが、その具体的な運用にあっては次による。



「**介助がなければ避難できない者を主として入所させるもの**」とは、入所者のうち、「**介助がなければ避難できない者**」の数が**概ね8割を超える施設**をいう。

(6)項口(2)	救護施設
(6)項口(4)	障害児入所施設
(6)項口(5)	障害者支援施設 障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所を行う施設 同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設

## スプリンクラー設備の設置を要しない構造

火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造

1 新たにスプリンクラー設備の設置が義務付けられる延べ面積275㎡未満の令別表第1(6)項口に掲げる社会福祉施設について、現行の延べ面積275㎡以上1,000㎡未満の施設に係る規定を適用することとされた。

ただし、延べ面積が275㎡未満のもののうち、入居者等の居室が避難階のみに存するもので、下記2②の要件を満たすものにあつては、内装制限は不要とされた。

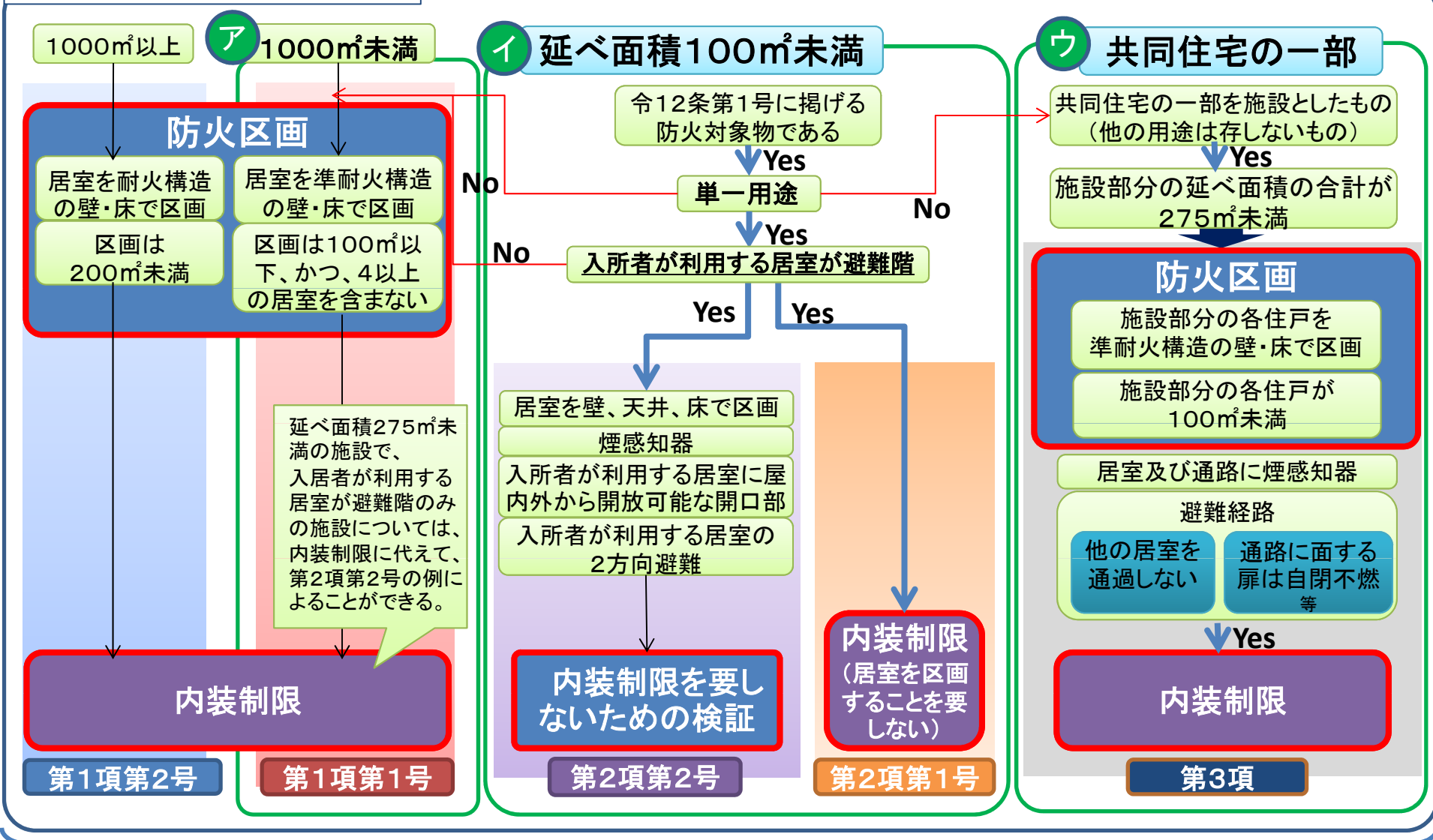
2 特に小規模な施設(100㎡未満で単独用途)については、①内装を準不燃材料等で仕上げる場合、又は②入居者等の避難に要する時間として計算した時間が火災発生時に確保すべき避難時間を下回る場合にスプリンクラー設備設置不要とされた。

3 共同住宅の一部の住戸を令別表第1(6)項口の用途に供する場合において、(6)項口の用途に供する住戸全体の延べ面積が275㎡未満のものうち、一定の区画を設け内装制限等をしたものには、スプリンクラー設備の設置を要しないこととされた。

4 上記2②の算定に関して、入居者等の避難に要する時間の算定方法等が規定された。(入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件(平成26年3月消防庁告示第4号))。

# スプリンクラー設備の設置を要しない構造

改正消防法施行規則第12条の2



いずれにも該当しないものはスプリンクラー設備を設置



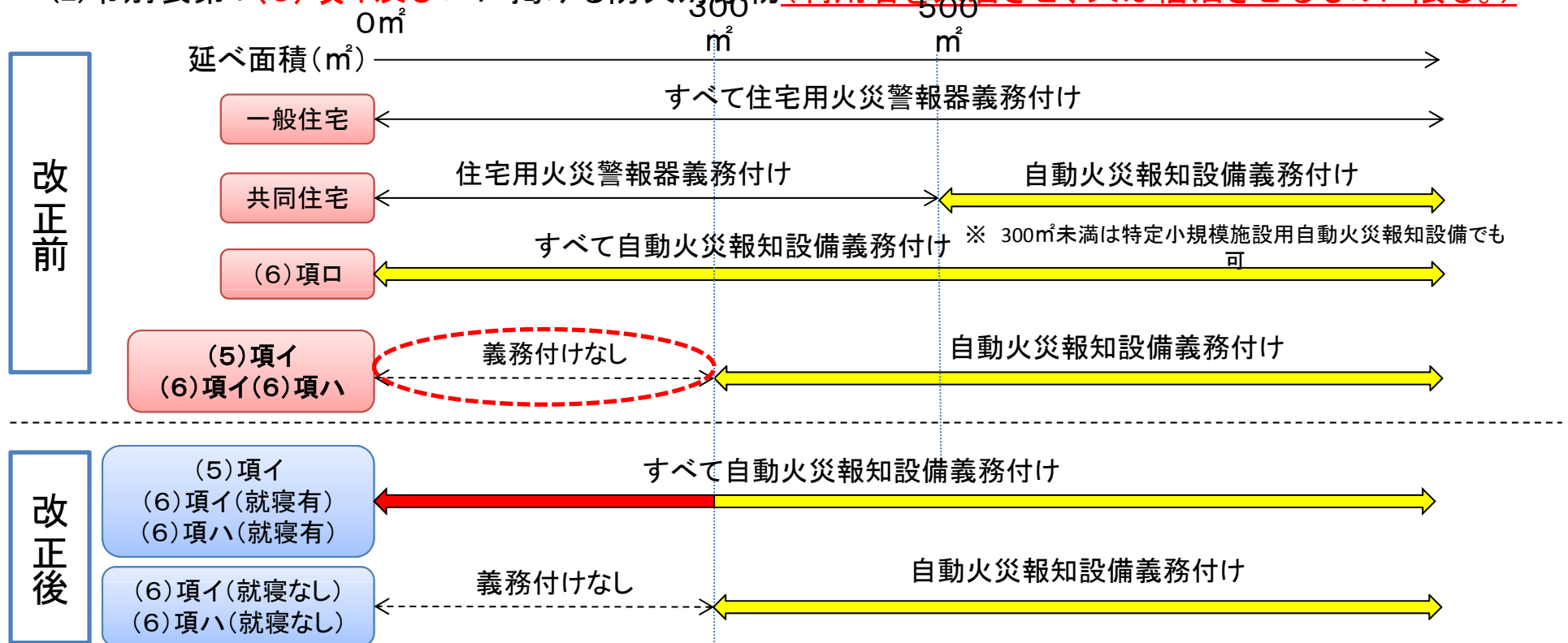
## 2 自動火災報知設備の設置基準の見直し

自動火災報知設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分に、次に掲げるもので**延べ面積が**

**300㎡未満のものを追加**したこと。**(延べ面積に関わらず設置)**(令第21条第1項関係)

(1)令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物

(2)令別表第1(6)項イ及びハに掲げる防火対象物**(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)**



**施行日:平成27年4月1日**

平成30年3月31日までの間は改正前基準でも可

## 2 自動火災報知設備の設置基準の見直し

「利用者を入居させ、又は宿泊させるもの」とは

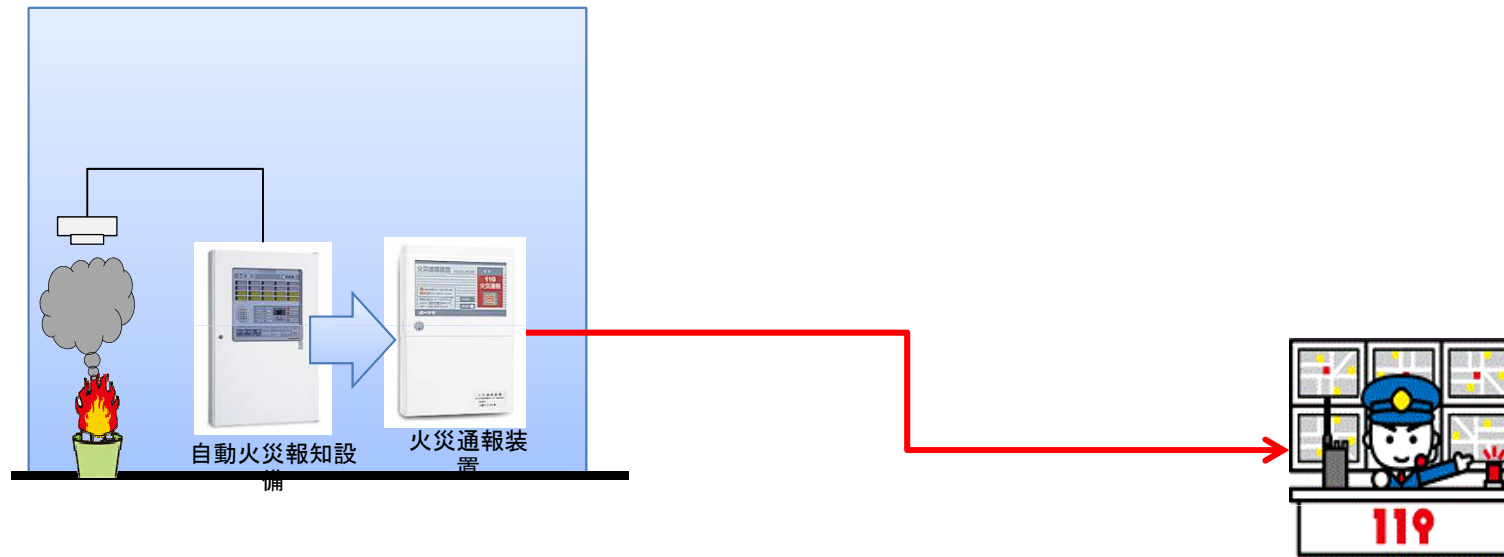


「利用者を入居させ、又は宿泊させるもの」とは、夜間において利用者が就寝を伴う用途における火災危険に着目したものであり、入院や入所を含むもの。

なお、利用者に対して日中に行っている役務(治療や保育等)が夜間を通して行われるのみで、宿泊を伴わないものについては、原則として該当しない。

### 3 消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準の見直し

令別表第1(6)項ロ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物(同表(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(6)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)に設ける消防機関へ通報する火災報知設備にあつては、**自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するもの**とされた。ただし、自動火災報知設備の受信機及び消防機関へ通報する火災報知設備が防災センター(常時人がいるものに限る。)に設置されるものにあつては、この限りでない。



施行日：平成27年4月1日

平成30年3月31日までの間は改正前基準でも可

# 改正スケジュール



※1 就寝を伴うものに限る

# 事業を開始する際の届出について



## 防火対象物使用開始届出が必要です

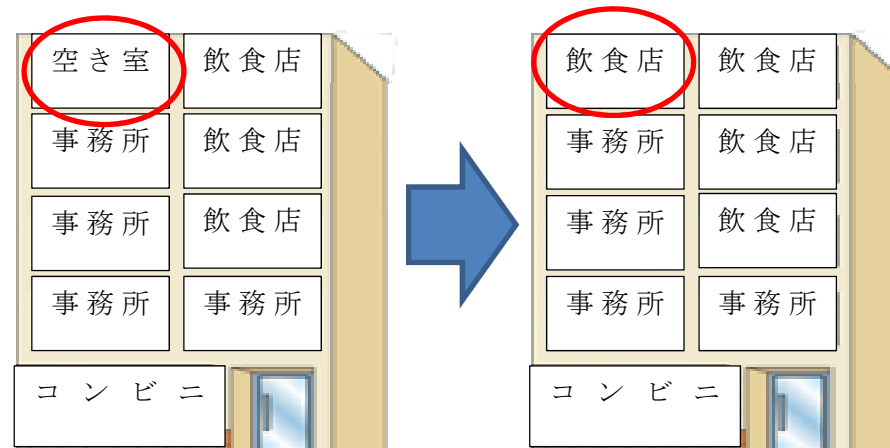
○札幌市火災予防条例により、建物（一般住宅・長屋を除く）の使用を始める方は、使用を開始する4日前までに、所在地、用途、収容人員など必要事項を記載した防火対象物使用開始（内容変更）届出書を所轄消防署長に届出する必要があります。

○共同住宅の一部で社会福祉施設を開設する場合など、従前の用途とは別の用途で使用する場合は、新たにスプリンクラー設備や自動火災報知設備などの消防用設備等の設置が必要になることがありますので、事前に所轄消防署にご相談ください。

### 届出の対象

建物の新築、増改築又は用途を変更して使用する場合（建物の一部分でも該当します。）

- ☆ 建物や建物の一部を新たに使用する。
  - ☆ 用途を変更して使用する。
  - ☆ テナントが入れ替わる。
- 工事を行わない場合でも届出が必要です。



### 届出の入手先

各消防署予防課、又は、札幌市公式ホームページからダウンロードすることも可能です。